

「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の概要について

○前文

鳥取県は、大山、氷ノ山などの山々や県土を潤す三大河川といった緑豊かな自然環境に恵まれており、古来より清らかな地下水が育まれてきた。

そして、この地下水は、私たち県民の安全で安心な生活や農業をはじめとする産業の健全な発展の基盤として、県民誰もがその恩恵を享受できる県民共有の貴重な財産となっている。

近年、県内の地下水の利用が増えてきており、その枯渇に対する不安が高まっている。

この問題に関しては、地下水を採取する者はもとより、県、市町村及び県民が地下水の大切さを十分に認識して、みんなが一体となって地下水の保全に取り組んでいくことが必要である。

このため、とっとりの豊かで良質な地下水を保全し、将来にわたって持続的に利用できるようにすることを旨として、この条例を制定する。

I 総則

○目的

この条例は、地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことができない水道及び農業、工業その他の産業のために利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を守り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○県の責務

市町村と連携、協力して、

- ・水の循環、地質等の知見の充実
- ・地下水の水質及び水量の保全に資する事業
- ・事業者及び県民へ地下水利用状況等の情報の提供
- ・持続的に利用する意識の高揚

○事業者の責務

- ・枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下等の防止
- ・県の実施する水源のかん養、地下水の持続的な利用に関する施策への積極的な協力
- ・節水等の地下水の適正な利用に努める、自ら涵養等に努める

○県民の責務

- ・節水等の適正な利用に努める、自ら主体的に地下水の水質及び水量の保全活動に努める
- ・県の実施する水源のかん養、地下水の持続的な利用に関する施策への積極的な協力

II 影響調査(掘削前)

→ 井戸掘削前 届出内容を県が審査し、意見を述べる

○届け出が必要な事業者

揚水機の吐出口の断面積が1.4cm²を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者
採取量を増加しようとする者

○影響調査計画書の届出 (事業者⇒県)

事業者は、①井戸を掘削、②地下水の採取量を増加しようとする 60 日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出る。

◇井戸の位置及び採取を予定する地下水の量

◇影響調査のために採取する地下水の量・期間・影響調査を実施する範囲

◇その他規則で定める事項

○影響調査についての知事の意見(環境審議会及び市町村長の意見聴取)

III 採取の届出

→ 井戸掘削後 調査結果を県が審査し、支障がある場合は変更命令

○採取計画の届出 (事業者⇒県)

事業者は、揚水設備により地下水を採取しようとするとき、又は増加しようとするときは、次の事項を記載した採取計画を知事に届け出る。

◇井戸の位置及び採取する地下水の量、◇吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項

◇水量測定器に関する事項、◇影響調査の結果

○工事完了の届出

・事業者は、工事が完了したときは、完了の日から15日以内に知事に届け出る。

○変更命令(環境審議会、市町村長の意見聴取)

・知事は、事業者より届出された採取計画の届出(変更を含む)について、地下水保全上支障があると認める場合、届出から60日以内に限り、採取量の変更等の措置を命ずる。

○採取の制限

・事業者は、採取計画の届出日から60日経過後でなければ、地下水の採取を開始してはならない。ただし、知事が認めるときは、この限りでない。

○氏名の変更等

・事業者は、氏名等を変更した場合、採取を休・廃止した場合等は知事に遅滞なく届け出る。

○承継

・届出事業者から、揚水設備の譲り受け及び借り受けた者、または相続、合併又は分割があった場合の相続人、合併後存続する法人若しくは合併等により設立した法人は、その地位を承継する。

IV 採取量等の監視

○水量測定器の設置、採取量の報告等

- ・事業者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置して、地下水の採取量を測定しなければならない。
- ・水量測定器によらず地下水の採取量を把握することについて知事の承認を受けた者は、知事が別に定める方法により地下水の採取量を測定することができる。
- ・事業者は、採取量等を帳簿に記載し、5年間保存するとともに、毎年知事に報告しなければならない。
- ・届出事業者は、規則で定めるところにより、井戸ごとの地下水の水位を測定して帳簿に記載し、その帳簿を5年間保存するとともに、その測定結果を毎年知事に報告しなければならない。ただし、井戸の構造上の制約その他のやむを得ない事情により水位の測定が困難な場合は、この限りでない。

○立入調査

- ・知事は、必要があると認められる場合、職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査をさせることができる。あらかじめ、その旨、通知しなければならない。
- ・事業所等に立ち入る職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

○措置命令等

- ・知事は、計画変更命令、60日の採取制限、採取基準の遵守に違反した場合において、支障が生ずると認める場合は、地下水の採取の停止その他必要な措置を命ずることができる。
- ・知事は、水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わず、採取量の報告をしない場合、水量測定器の設置その他必要な措置を命ずることができる。

V 重点保全地域

○重点保全地域の指定

- ・知事は区域を定めて、地下水採取に係る重点保全地域を指定することができる。
- ・知事は、地下水採取に係る重点保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、鳥取県環境審議会及びその区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- ・知事は、重点保全地域を指定するときは、その区域及び指定年月日等を告示しなければならない。

○採取基準の設定

- ・知事は、重点保全地域毎に地下水の採取基準を定める。この場合、水道事業者等に対する採取基準は、水道が県民生活に欠くことのできないことものであることに配慮する。
- ・採取基準は、揚水設備の吐出口の断面積に応じた採取量等について定める。
(例:面積別に採取量の上限を定める、採取時間の調整 等)

○採取基準の遵守

- ・重点保全地域において地下水を採取する事業者は、採取基準を遵守しなければならない。
- ・重点保全地域の指定がなされた場合、事業者は、採取計画が採取基準に適合しない場合、採取計画を採取基準に適合するよう変更し、指定の日から30日以内に知事に届出なければならない。

○採取の停止等の勧告

- ・知事は、水位の急激な低下、著しい濁水の発生その他異常な現象が生じた場合、重点保全地域を指定して採取基準を定めるいとまがない場合、事業者に対し、採取する地下水の量を縮小し、又は採取を停止するよう勧告することができる。

VI 事業者等の相互協力

○持続可能な地下水利用協議会

- ・事業者は、地下水の水位、水質等の調査及びかん養を図る事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化の推進についての相互の連携及び協調を図ることを目的として「持続可能な地下水利用協議会」を設置する。

○協議会の事業等

- ・協議会は、水位等の変動の観測及び水質の調査並びにこれらの結果の公表、涵養を図るための森林整備活動の促進、会員間の情報交換及び調整、その他協議会が必要と認める事業を実施する。
- ・協議会は、学識経験者及び関係機関の指導を受ける。
- ・協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。

○県との関係

- ・知事は、協議会の運営に必要と認める助言をし、事業計画その他必要な報告を求めることができる。
- ・知事は、協議会の運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。
- ・知事及び事業者は、協議会の事業の実施について、協力する。

○研究の推進

- ・知事は、協議会の協力を得て、地下水を持続的に利用できる環境の保全に関する研究を行なうものとする。
- ・知事は、研究を行なうため、土地の所有者等に対し、土地の立入りその他の調査への協力を求めることができる。

Ⅶ 雑則

○適用除外

- ・水道事業者等は、第2章「影響調査」、第3章「採取の届出」、第4章「採取量等の監視」の規定は、適用しない。
- ・智頭町、大山町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取については、第2章「影響調査」、第3章「採取の届出」、第4章「採取量等の監視」、第5章「重点保全地域」の規定は、適用しない。

○町に対する資料の提出の要請

- ・知事は、町(智頭町、大山町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町)に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項について、資料の提出を求めるものとする。

Ⅷ 罰則

○罰則

◎30万円以下の罰金

- ①採取計画の届出をしないで地下水を採取し、又は採取する地下水の量を増加した者
- ②変更命令に違反した者
- ③変更命令、60日間の採取制限及び採取基準の遵守に違反した場合の地下水採取の停止等の措置命令に違反した者

◎10万円以下の罰金

- ①影響調査計画、採取計画の届出における虚偽の届出をした者
- ②水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わない場合の採取量の報告等の措置命令に違反した者
- ③採取基準に合わせた採取計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○両罰規定

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、罰則が適用される違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。

Ⅸ 附則

○施行期日

- ・平成25年4月1日（一部改正施行日 平成25年7月2日）

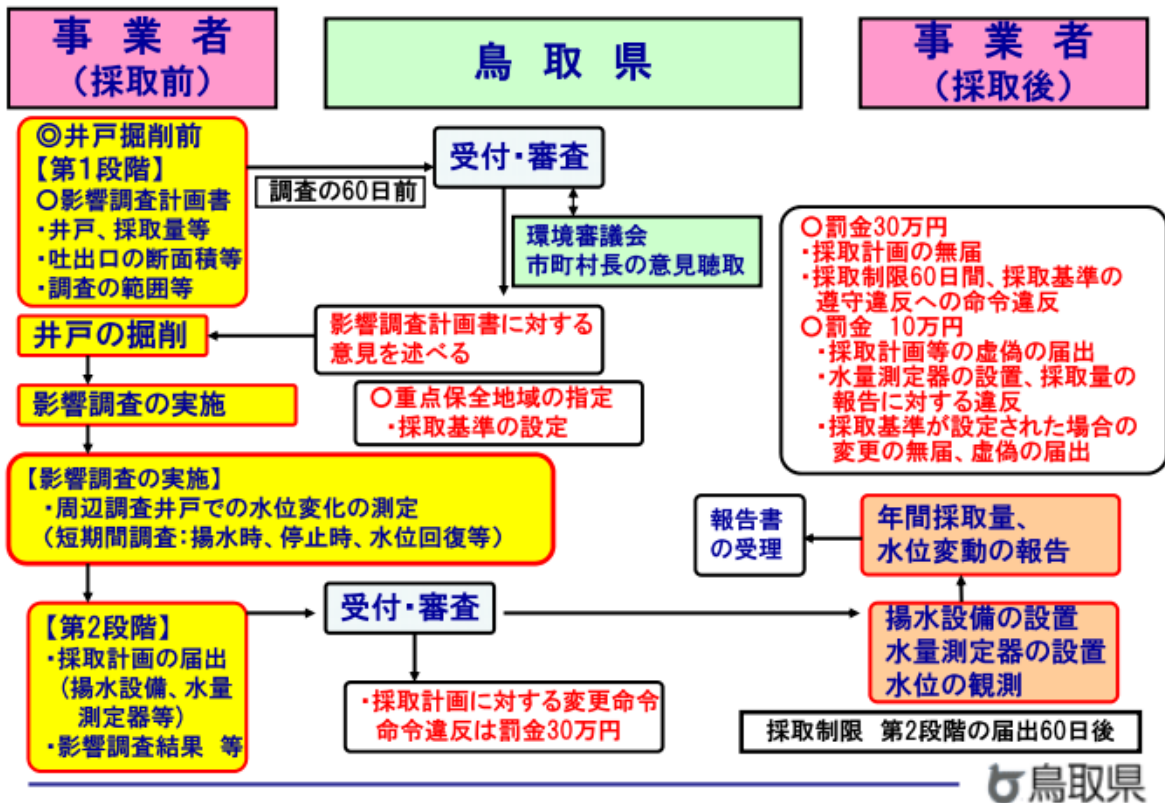
○経過措置（既存事業者の届出）

- ・既存の地下水採取事業者は、条例の施行後60日以内に採取計画を届け出る。
- ・60日以内に届出したときは、影響調査の結果の添付、変更命令、60日の採取制限は適用しない。

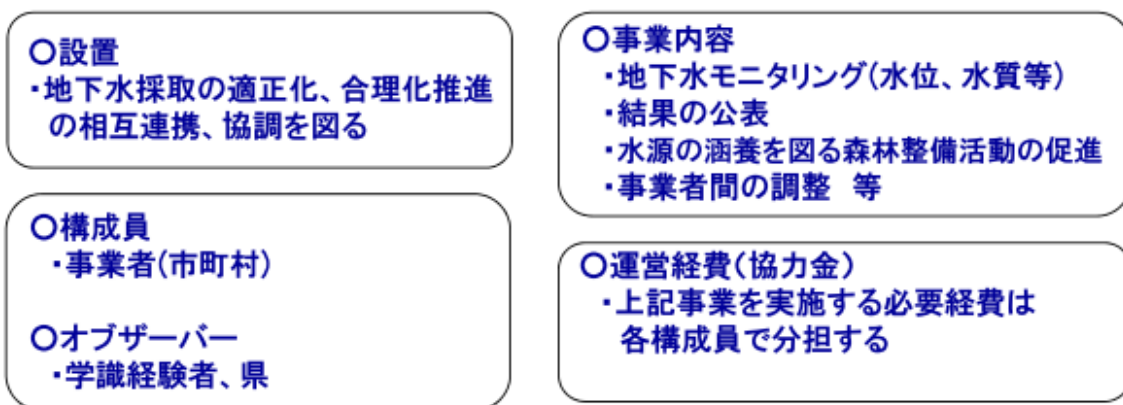
○検討

- ・平成28年度末を目途として、実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

届出の流れ（影響調査・採取計画等）



協議会のイメージ



【資金・事業フロー】

